

## 現代の名工・至福の午餐会実施運営業務委託仕様書

### 1 委託業務名

現代の名工・至福の午餐会実施運営業務

### 2 事業の目的等

#### (1) 目的

- ・料理人コンクール実行委員会では食文化の発展と「広島は美味しさの宝庫である」というブランドイメージの構築に取り組んでおり、県内外の食関係者による食体験イベント、料理人コンクールの実施を通じて、若手料理人の発掘・育成に務めてきた。
- ・当業務では、広島県内に優れた料理人がいることを広く周知することとともに、料理人コンクール成績優秀者の研鑽機会の提供及び料理人コンクールの周知を図ることを目的とする。

#### (2) 実施方針

- ・特別な食事会で料理を提供する経験により料理人の資質の向上が見込まれ、さらには優れた料理人が集積していることの周知が期待できる内容とする。
- ・主なターゲットは、価値ある食体験のために遠距離移動も厭わない、国内外を飛行機で移動する層及び発信力のある著名人等とする。
- ・料理人等のPR、広島の多彩な食の魅力を発信するとともに、広島県でしか得られない食体験を提供する。
- ・当業務は、広島県が行っている「おいしい！広島」プロジェクトの一環であり、このプロジェクトにおける様々な取組と密接に連携し、相乗効果を生み出すことができるように取り組む。

### 3 委託期間

契約日～令和9年3月31日（水）

### 4 委託業務の内容

#### (1) 特別な食事会（以下「本食事会」という。）の開催

料理人コンクール実行委員会が指定する県内の優れた料理人及び料理人コンクールにおける成績優秀者を起用し、発信力のある著名人や価値ある食体験のために遠距離移動も厭わない層を対象に本食事会を開催する。

##### ア 開催時期及び場所

開催時期：令和9年1月～3月

場 所：広島県内

※料理人コンクール実行委員会が指定する。

##### イ 本食事会の参加者

本食事会の参加者は10名以上とする。ただし、参加者のうち最低4名は食に関わる発信力のある著名人とする。

ウ 本食事会の内容

広島県の食の魅力を表現し、かつ、県産食材及び県産酒類等とのペリングがされていること。

(2) 開催までの各種調整

本食事会の開催までの間、以下に関わる調整を行う。

ア 料理人との調整

現代の名工を獲得した料理人と料理人コンクールの成績優秀者が提供する本食事会当日のメニューの調整等（特別な食事メニューとすること）

イ メディアとの調整

本食事会の開催にあたり、メディアへの周知及び取材に関する調整

ウ 参加者との調整

本食事会の参加者（発信力のある著名人を含む）の当日までの調整

エ その他調整

本食事会開催までに必要な調整等

(3) プロモーションの実施

日常的に航空機を利用する者をターゲットに、本食事会の開催や広島県内の優れた料理人の存在及び料理人コンクールの周知を図る。

ア 本食事会を周知するための搭乗キャンペーンの実施

本食事会の認知を高めるために一定期間（2ヶ月）以上のキャンペーンを実施すること。また、キャンペーンは広島空港で最も便数の多い「広島ー羽田」間の搭乗者を対象とし、その当選者を本食事会に招待すること。

イ その他プロモーション

- ・ランディングページの制作
- ・周知するためのチラシの制作
- ・空港（機内）での情報発信
- ・マイレージ会員向けメールの配信
- ・航空会社のオウンドメディアにおける情報発信
- ・プレスリリースの配信
- ・アンケートの実施と集計
- ・その他、ターゲットに対する有効なアプローチ

## 5 成果物の提出等

業務が完了次第、次の成果物を速やかに指定の場所へ提出すること。

(1) 提出物

ア 別紙様式 実績報告書

イ 成果物

- ・キャンペーンチラシ
- ・報告書（ランディングページ概要や、チラシなど、情報発信された内容を記載すること）
- ・各種制作物のデータ

## (2) 納品先

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10 番 52 号  
料理人コンクール実行委員会（広島県商工労働局観光課内）宛  
電話：082-513-3444  
メール：syokankou@pref.hiroshima.lg.jp

## 6 契約額内訳書の提出

受託者は、契約後速やかに、契約額内訳書を実行委員会に提出すること。

## 7 委託料の支払い

すべての業務が完了し、成果物の提出後に受託者からの請求により一括で支払う。

## 8 委託条件の変更

特別の事情が生じた場合は、双方協議の上、委託条件等を変更できるものとする。

## 9 著作権に関する事項

- (1) 本業務による成果物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）は、納品日以降、実行委員会に帰属し、実行委員会は本業務による成果品を自ら使用する他、第三者に使用を許諾できるものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 10 業務の適切な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守  
受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止  
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、実行委員会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護  
受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。その他機密情報の取り扱いについては、「機密情報取扱特記事項」のとおりとする。
- (4) 守秘義務  
受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、受託業務終了後も同様とする。

## 11 その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、実行委員会と受託者の両者協議により業務を進めるものとする。また業務の実施にあたっては、実行委員会と十分協議した上で行うものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、広島の食の魅力向上に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。